

経営セーフティ共済 中小企業倒産防止共済制度

もしものときの資金貸付制度。

取引先の倒産が引きがねになって、連鎖倒産に追い込まれる中小企業の方々は少なくありません。不測の事態が生じた場合、掛金総額の10倍以内（被害相当額）の範囲で共済金の貸付（無担保・無保証人・無利子）が受けられる制度です。

制度の特色

- 1. 貸付額最高3,200万円（掛金総額の10倍以内）**
取引先事業者が倒産した場合、加入者は積み立てた掛金総額の10倍以内の範囲で被害額相当の共済金の貸付が受けられます。
- 2. 無担保・無保証人・無利子**
共済金の貸付は、無担保・無保証人・無利子で速やかに受けられます。ただし貸付を受けた共済金の10分の1に相当する額が、掛金総額から控除されます。
- 3. 税法上の特典**
掛金は税法上損金（法人の場合）または必要経費（個人事業者の場合）に算入できます。

加入できる方

- 引き続き1年以上事業を行なっている中小企業の方
- 従業員300人以下または資本金3億円以下の製造業、建設業、運輸業などの会社および個人
- 従業員100人以下または資本金1億円以下の卸売業の会社および個人
- 従業員50人以下（サービス業は100人以下）または資本金5,000万円以下の小売・サービス業の会社および個人
- 企業組合および協業組合など

毎月の掛金

- 毎月の掛金は、最低5,000円から最高80,000円までの範囲内（5,000円きざみ）で、自由に選べます。
- 加入後、増・減額ができます。

- 掛金総額が最高320万円になるまで掛けることができます。又、掛金総額が掛金月額額の40倍に達した後は、掛止めもできます。
- 掛金は、税法上損金（法人）または必要経費（個人）に算入できます。

共済金の貸付

- 共済金の貸付を受けられる場合は、加入後6ヶ月以上経過して、取引先事業者が倒産し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合です。
- 貸付限度額は、掛金総額の10倍に相当する額か被害額のいずれか少ない額になります。
- 返済期間は、5年（据置期間6ヶ月を含む）の毎月均等償還です。
- 貸付は、無担保、無保証人、無利子です。ただし、貸付額の10分の1に相当する額は、掛金総額から控除されます。

共済金の貸付を受けたときの掛金の取扱い

- 共済金の貸付を受けた場合は、その貸付額の10分の1に相当する掛金額に対する権利は消滅します。したがって、その後新たな取引先事業者の倒産によって共済金の貸付を受ける場合、または解約手当金の支給を受ける場合には、上記権利の消滅した掛金に相当する金額は、共済金または解約手当金の計算の基礎となる掛金総額から除かれます。
- 一時貸付金制度
共済金の貸付を受ける事態が生じなくても、解約手当金の範囲内で臨時に必要な事業資金の貸付が受けられます。